

吉母管理場における展開検査及び指導実施要領

1 目的

無作為に抽出したごみ搬入者の展開検査を実施することにより、不適正廃棄物に起因する処理量増加を抑制するとともに、最終処分場の延命化を図る。それにより健全な廃棄物処理行政を実現する。

2 展開検査実施日

平成 22 年 5 月下旬より随時。

3 実施根拠

- ・ 下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 30 条
- ・ 下関市一般廃棄物処理施設搬入要綱第 4 条及び第 5 条（平成 21 年 12 月 1 日施行、平成 21 年 10 月 23 日甲決済）

4 検査対象者

吉母管理場にごみを搬入しようとする事業者及び個人

5 検査対象物

- (1) 下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 21 条に規定された「処理除外物」。
- (2) 同条例第 30 条及び下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第 27 条に定められた「受入基準」に適合しない廃棄物。
- (3) 同条例第 15 条第 5 項及び同規則第 16 条に定められた市が受け入れられる産業廃棄物以外の産業廃棄物（市外の産業廃棄物、中小企業基本法第 2 条第 1 号もしくは第 2 号の規定に該当しない事業者が排出した産業廃棄物）。
- (4) その他、「吉母管理場受入基準」（別紙 1）に適合しない廃棄物。

6 検査実施者及び場所

- (1) 吉母管理場職員等（下関市職員は 1 名以上含む）3 名以上で実施する。
- (2) 吉母管理場内展開検査場

## 7 検査基準

- (1) 展開検査で市外看板・書類・印刷物及び袋等で、市外と疑われる廃棄物が発見された場合は、下関市の廃棄物と判断するのは、困難であるので、すべて違反物（不適ごみ）とする。
- (2) 特別管理廃棄物も上記と同様とする。
- (3) 「処理除外物」については、違反物（不適ごみ）のみを持ち帰らせる。
- (4) 「吉母管理場受入基準」に適合しない廃棄物については、違反物のみを持ち帰らせる。
- (5) 持ち帰り違反物（不適ごみ）の積み込みに関しては、吉母管理場職員等が協力する。
- (6) 違反物持込者に対しては、「指導リスト」に記録する。

## 8 検査方法

### (1) 検査に必要なもの

- ア デジタルカメラ等撮影機
- イ ごみ掻き寄せ棒、箒等
- ウ パワーシャベル等重機
- エ ブルーシート

### (2) 手順

- ア 検査対象車が、吉母管理場へ入って来たら、吉母管理場職員の判断により運転手へ展開検査の協力依頼と説明を行い、写真撮影の許可を得る。
- イ 検査対象車の全景とナンバープレートを撮影する。
- ウ 検査場所へ誘導する。
- エ ブルーシート上に車をゆっくりと前進させながら、ごみを徐々に降ろしていく。
- オ ごみを降ろし、周囲の安全を確認後、ごみ掻き寄せ棒等を使用してごみの展開検査を行う。
- カ 別紙「吉母管理場受入基準」を満たさないごみは不適ごみとして仕分け後、記録担当者が詳細を記録し、写真担当が写真撮影をする。
- キ 不適ごみの搬入があれば、運転手へ理由を告げてそれらを持ち帰らせる。持ち帰らず不適ごみについては、上記6の検査基準を参照とする。写真担当は、持ち帰りの状況を写真撮影する。
- ク 全品持ち帰りの場合は、吉母管理場のパワーシャベル等（重機）で、積込を助ける。不適ごみのみ持ち帰らせる場合には、運転者に積み込ませる。
- ケ 検査後、ブルーシート上のごみを所定位置まで移動させ、箒等で清掃する。
- コ 後日、成分分析検査を行う必要がある場合はサンプルを採取し、搬入された不適ごみは、保管する。
- サ 全ての作業が終了したら、報告書を作成し、不適ごみを搬入した業者へ連絡し再発防止を促す。

### 9-1 違反者への指導方法

- ・初回 「注意及び持ち帰り」
- ・2回目 「指導票（別紙2）を渡し、改善計画書（別紙3）の提出」
- ・3回目 「指導票を渡し、改善計画書の提出」  
搬入業者及び事業所の吉母管理場への搬入停止処分 10日間
- ・4回目 「呼び出し、指導票を渡し、改善計画書の提出」  
搬入業者及び事業所の吉母管理場への搬入停止処分 20日間
- ・5回目 「呼び出し、指導票を渡し、改善計画書の提出」  
搬入業者及び事業所の吉母管理場への搬入停止処分 30日間
- ・6回目以上「呼び出し、指導票を渡し、改善計画書の提出」  
搬入業者及び事業所の吉母管理場への搬入停止処分 90日間

- ※1 指導後及び搬入停止の翌日から起算して「1ヵ年」違反が無い場合は、指導に対して遵守する姿勢があったものとし、累積違反は帳消しにするものとする。
- ※2 回目以降も違反物（不適ごみ）は持ち帰させる。
- ※3 搬入停止処分通知書（別紙4）は文書で通告し、吉母管理場内に掲示する。
- ※4 搬入停止日は、下関市一般廃棄物処理施設条例施行規則第2条に基づく搬入日のみに適用する。

### 9-2 改善計画書を提出しない場合

- ・指導票に記載した指定期日までに提出しない場合は、期日経過後2日以内に催告する。
- ・催告は口頭及び文書で行う。
- ・期日再指定日までに改善計画書を提出がない場合は、その翌日から10日間搬入停止処分とする。
- ・搬入停止期間中に改善計画書の提出があった場合は、その日をもって搬入停止処分を解除する。
- ・この処分は、違反者への指導の搬入停止処分とは、別処分とする。
- ・搬入停止処分通知書は、上記9-1※3を準用する。

### 10 注意事項

- (1) 事故等が無いように常に周囲に目を配り、安全に作業を実施する。
- (2) 検査に適した服装（作業着、ゴム長靴、ヘルメット、ゴム軍手、防塵マスク等）で検査にあたり、危険物と見なされるものは、直接手を触れないものとする。
- (3) 展開検査は、1ヶ月に1回を目安に実施するものとするが、吉母管理場職員が必要と判断した場合は、その都度検査することができる。